

北九州広域都市計画地区計画の決定原案（北九州市決定）

都市計画旦過地区地区計画を次のように決定する。

名 称		旦過地区地区計画	
位 置		北九州市小倉北区魚町四丁目地内	
面 積		0.6ha	
地区計画の目標		当地区は、北九州市都市計画マスタープランにおいて、都心にふさわしい、にぎわいと活力があるまちを目標とする小倉都心に位置する。 地区内にある旦過市場は、大正初期から続く「北九州の台所」として市民に永く親しまれ、国内外の観光客にも人気が高い観光資源となっており、来街者が多い地区である。 一方、豪雨による度重なる浸水被害や木造建築物の密集化による火災の発生等から、現在、防災安全性の向上と小倉都心の活性化を図ることを目的とする神嶽川河川改修等のインフラ整備と立体換地制度を活用した土地区画整理事業による市場の再整備が進められている。 再整備においては、市場機能に加え、都心エリアのポテンシャルを活かした地区の新たなにぎわいの創出を図る大学新設学部の設置が決定されたことで、当地区の新たな魅力の向上が期待されており、旦過市場の持つレトロな商空間の雰囲気や市場の対面販売の良きコミュニケーションの場所を残す整備が計画されている。 こうしたことから、当地区計画では、立体道路制度を活用し、道路区域の上空又は地下を建築物の敷地として高度利用を図り、道路機能の確保とにぎわいを創出する旦過市場の古き良き商空間を形成することを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	立体道路制度を活用によって、道路区域の上空又は地下を含めて建築物の敷地として活用し、市場等の既存の商業機能、大学施設等高次の都市機能の集積を図る。	
	建築物等の整備の方針	重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界を定め、道路区域の上空又は地下を大学施設等の敷地として高度利用を図る。	
地区整備計画	立体道路に関する事項	道路の名称	市道魚町9号線
		重複利用区域	計画図表示のとおり。
		建築物等の建築又は建設の限界	計画図表示のとおり。
		備考	用語の定義及び面積、高さ等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

当地区計画では、立体道路制度を活用し、道路区域の上空又は地下を建築物の敷地として高度利用を図りながら、道路機能の確保とにぎわいを創出する旦過市場の古き良き商空間の形成を図る。

当初：令和 年 月 日 告示第 号